

移動等円滑化取組計画書

令和7年6月30日

住 所 愛媛県越智郡上島町弓削下弓削 21 番地 4
事業者名 上島町
代表者名（役職名及び氏名）
上島町長 上 村 俊 之

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

（1）旅客施設及び船舶等の整備に関する事項

魚島～弓削～土生航路を航行する「ニューうおしま2」については、障害者用トイレの設置があるが、立石～長崎航路を航行する「ゆめしま」は、航行距離が0.4kmと極めて短いため、障害者用トイレの設置がない。障害者用トイレを必要とする利用者には、港務所に障害者用トイレが備わっているため、船員及び港務所スタッフが案内する。

（2）旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

乗下船の際に支援を必要とする乗客（障害者、高齢者、子供及び妊婦等）に対して雨天など足元が滑りやすい時など注意を払い、積極的に声かけをし、必要とされれば介助を行い安全第一とした乗下船を継続して行う。

また、令和2年9月に就航した新造船「ゆめしま」は前船より一回り大きな船となり、旅客の移動距離が長くなるため、介助を必要とする利用者が乗船した時、積極的に船員から声掛けをしたうえで、船員及び事務所スタッフが連携を取りストレスのない乗下船に努める。

すべての船員が共通認識のもと旅客支援が行えるよう「交通事業者に向けた接遇ガイドライン」を活用した職員研修会を年1回継続して開催する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ニューうおしま2 (魚島～弓削～土生航路) ゆめしま いきな (立石～長崎航路)	「ニューうおしま2」、「ゆめしま」はバリアフリー基準適合船。予備船「いきな」については、バリアフリー未対応。今後導入する新造船は、バリアフリー基準に適合した船舶とする。

- ② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
定期点検の実施	バリアフリー基準適合船の「ニューうおしま2」「ゆめしま」については、公共交通移動等円滑化基準を維持していくため、定期的な点検を実施し、必要な措置を講ずる。

- ③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
人員配置の工夫	朝・晩のラッシュ時は利用者が多いため、高齢者や障害者の方が安全に乗降できるよう誘導し、時には介助を行いながら安全でスムーズな乗下船できる船員の配置を行う。 また、高齢者や障害者の方と料金徴収などで接する場合、利用者には必ず座った状態で対応を行う。

- ④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
運航情報提供用モニターの設置	「ゆめしま」のバリアフリー客室に運航情報提供用のモニターを設置している。今後導入する新造船にも、同じく運航情報提供用のモニターを設置する。 また、モニター設置にあたっては、文字の大きさ、文字と背景色の組み合わせ、誰が見ても分かりやすい情報提供を行う。

- ⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇研修の実施	船員の中に接遇担当を決めて、全ての船員に対して「交通事業者に向けた接遇ガイドライン」を活用した接遇研修を年1回引き続き実施する。

- ⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
広報活動の実施	高齢者障害者等用施設の適正利用に係るマナー啓発ポスターの

	掲示等により、一般利用者への広報・啓発に努める。
--	--------------------------

III 移動等円滑化の促進のためIIと併せて講ずべき措置

<p>○事務所スタッフ、港務所スタッフとの連携 船員と事務所スタッフ等が連携し、乗下船の際に支援を必要とする乗客に対し、声かけや必要な介助を引き続き行う。</p> <p>○事業所内の推進体制の構築 船員と事務所スタッフのそれぞれにバリアフリー担当者を設けて、当該担当者が連携を図ることで、事業所としてバリアフリー推進体制を引き続き構築していく。</p>
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設 及び車両等又は対策	変 更 内 容	理 由

V 計画書の公表方法

ホームページにより、公表する。

VI その他計画に関連する事項

--